平成２６年（フ）第９８号
岐阜県大垣市貝曽根町33番地４
債務者　宅間　正恭
1　決定年月日時　平成26年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鎗口　　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月４日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第２１２号
長崎県長崎市ダイヤランド３丁目33番20号
債務者　堺　　靖
1　決定年月日時　平成26年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１３０号
広島県江田島市江田島町津久茂１丁目11番40号
債務者　水原　幸二
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　之拓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月18日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第３４２８号
大阪府豊中市蛍池西町１丁目11番12―302号
債務者　平松輝久吉
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝野　修治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５６６号
大阪府東大阪市西鴻池町１丁目９番30号
債務者　熊谷　安芳
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝野　修治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５７９号
大阪府枚方市上島東町20番３号、前住所大阪府枚方市長尾東町２丁目20番６号
債務者　青木　　豊
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝野　修治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第３０４号
北海道旭川市豊岡９条５丁目５番４号　ハピネスビレッジ豊岡106号室
債務者　末永　文彦
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７０号
岩手県北上市和賀町長沼５地割378番地３、旧住所岩手県北上市和賀町藤根12地割275番地３
債務者　柏葉　晴江（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成26年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第７４号
岩手県花巻市上根子字法領５番地１
債務者　平賀　文恵
1　決定年月日時　平成26年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第６２号
茨城県土浦市川口１丁目８番11号　大内住宅
債務者　海老澤里子（旧姓小菅）
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第１８８号
茨城県かすみがうら市下稲吉3185番地１　アネックスガーデン304
債務者　橋本恵美子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第１９６号
茨城県土浦市手野町2391番地１
債務者　今泉　陽子
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第８５７号
埼玉県川口市大字安行原214番地の１　エーデルハイム川口305号
債務者　原田　正美
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８５８号
埼玉県川口市大字安行原214番地の１　エーデルハイム川口305号
債務者　原田加奈子（旧姓林）
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１０４４号
さいたま市大宮区三橋１丁目327番地６
債務者　奥畑　知子
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１０５０号
さいたま市岩槻区諏訪４丁目６番地　29号104
債務者　吉田　正治
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係